

認証の詳細

<乳幼児用いす>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. かな加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切にかな加工ができること。
3. 曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. みぞ取り加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切にみぞ取り加工ができること。
5. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切に穴あけ加工ができること。
6. 表面研磨加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	6. 適切に表面研磨加工ができること。
7. プレス加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	7. 適切にプレス加工ができること。
8. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	8. 適切に成形ができること。
9. 塗装設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	9. 適切に塗装ができること。
10. 防錆処理加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	10. 適切に防錆処理ができること。
11. 組立設備	11. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
ただし、切断加工設備、かな加工設備、曲げ加工設備、みぞ取り加工設備、穴あけ加工設備、表面研磨加工設備、プレス加工設備、合成樹脂	

<p>成形設備、塗装設備又は防錆処理加工設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	
--	--

表 2：検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定及び構造確認設備	<p>1. 以下の寸法測定及び構造確認設備を備えていること。</p> <p>(1) 鋼製直尺（測定精度 1mm 以上で 500mm まで測定できるもの）、すき間ゲージまたはノギス（15mm まで測定できるもの）、木製あて板（長さ 50mm、幅 50mm、厚さ 20mm のもの）及び質量 5kg の重すい。</p> <p>(2) 100N の荷重を加えることのできるプッシュプルゲージ等及び検査マニュアル 3 ページの開口部試験器具（体幹プローブ）</p>
2. 安定性試験設備	<p>2. 質量 15kg（直径 200mm、高さ 300mm）の鋼製シリンダー、傾斜板、20 度を測定できる角度計及び 100N の荷重を加えることのできるプッシュプルゲージ等を備えていること。</p>
3. 繰り返し落下衝撃試験設備	<p>3. 繰り返し落下衝撃試験装置（砂袋を座上面 15cm の高さから毎分 5 回以上 15 回の落下サイクルで 250 回の繰り返し落下させることができるもの）及び質量 10kg の砂袋（底面の直径が 200mm の円筒形のもの）を備えていること。</p>
4. 耐荷重試験設備	<p>4. 400N の荷重を加えることのできるバネばかりまたはプッシュプルゲージ、あて板（直径 100mm、厚さ 10mm 及び長さ 150mm、幅 100mm、厚さ 20mm）及び質量 30kg、直径 200mm の鋼製円盤を備えていること。</p>
5. ベルト等の耐荷重試験設備	<p>5. ベルトの耐荷重試験設備（150N の荷重を、1 サイクル約 1 秒として 20 回繰り返し加えることのできるもの）及び直径 25mm の丸棒、300N までの荷重</p>

<p>6. ベルトの緩み試験設備</p> <p>7. 含水率測定設備 (木製のものに限り)</p> <p>8. 小部品の誤飲性確認試験設備</p> <p>ただし、繰り返し落下衝撃試験、耐荷重試験、ベルト等の耐荷重試験、ベルトの緩み試験設備については、当該試験設備を有し、当該試験を適切に行い、一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>を加えることのできるばねばかり、又はこれと同等以上の測定器を備えていること。</p> <p>6. 乳幼児用いすの SG 基準の 3. (9) に規定する検査を行える試験設備を備えていること。</p> <p>7. 電氣的含水率計またはこれと同等のものを備えていること。</p> <p>8. 乳幼児用いすの SG 基準の 5. (2) に規定する検査を行える試験設備を備えていること。</p>
---	---

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) A 1 形のもの (2) A 2 形のもの (3) B 形のもの (4) C 形のもの
主材料	(1) 木製のもの (2) 金属製のもの (3) 合成樹脂製のもの (4) その他のもの
構造	(1) 折り畳み構造があるもの (2) 折り畳み構造がないもの

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL : (072)968-2226 FAX : (072)968-2221	1 個/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL : (06)6577-0124 FAX : (06)6577-0126	
	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター <大阪事業所> 〒577-0065 大阪府大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL : (06)6788-8134 FAX : (06)6788-7891	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです

認証日より 3 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式 (製品本体にラベルが貼付できる A1、A2 形)</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。交付単位は 50 枚です。</p> <div data-bbox="764 531 972 737" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>
<p>自社表示+協会支給ラベル方式 (製品本体にラベルが貼付できない B 形)</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。併せて取扱説明書に図 1 を貼付します。</p> <div data-bbox="764 1184 1037 1455" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 10mm 以上です。 ・色彩：二色又は単色とする。 <p>※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p>

	申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。
--	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	5.5 円/個 (税抜 5 円/個) ※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク (SG ラベル) の代金 (費用) は以下のとおりです。

購入日より 3 年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL. 072 (968) 2226 FAX. 072 (968) 2221 <東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 TEL : (03) 3829-2509 FAX : (03) 3829-2549
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
	<大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126 <東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387 <名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006 <岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050
	同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。 ・上海愛麗紡織技術檢驗有限公司（中国） ・常州紡検檢驗有限公司（中国） ・青島紡検檢驗有限公司（中国） ・SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・SGS (Thailand) Ltd.（タイ）
	◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター

	<p><大阪事業所> 〒577-0065 大阪府大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL : 06(6788)-8134 FAX : 06(6788)-7891</p> <p><東京事業所> 〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL : (03)3527-5115 FAX : (03)3527-5116</p>
--	--

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先														
一般財団法人日本文化用品安全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <p>A1 形 30,250 円（税抜 27,500 円）</p> <p>A2 形 45,100 円（税抜 41,000 円）</p> <p>B 形 36,300 円（税抜 33,000 円）</p> <p>C 形 33,550 円（税抜 30,500 円）</p> <p>・材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。</p> <p>申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5 円/個（税抜 5 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>6,600 円（税抜 6,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161~650</td> <td>13,200 円（税抜 12,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651~1,600</td> <td>26,400 円（税抜 24,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601~4,000</td> <td>20,900 円（税抜 19,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001~6,500</td> <td>25,300 円（税抜 23,000 円）</td> </tr> <tr> <td>6,501~10,000</td> <td>29,700 円（税抜 27,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	6,600 円（税抜 6,000 円）	161~650	13,200 円（税抜 12,000 円）	651~1,600	26,400 円（税抜 24,000 円）	1,601~4,000	20,900 円（税抜 19,000 円）	4,001~6,500	25,300 円（税抜 23,000 円）	6,501~10,000	29,700 円（税抜 27,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料															
160 以下	6,600 円（税抜 6,000 円）															
161~650	13,200 円（税抜 12,000 円）															
651~1,600	26,400 円（税抜 24,000 円）															
1,601~4,000	20,900 円（税抜 19,000 円）															
4,001~6,500	25,300 円（税抜 23,000 円）															
6,501~10,000	29,700 円（税抜 27,000 円）															

<p>一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同 じ）</p> <p>A1 形 32,560 円（税抜 29,600 円） A2 形 50,820 円（税抜 46,200 円） B 形 36,740 円（税抜 33,400 円） C 形 36,520 円（税抜 33,200 円）</p> <p>・材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデ ヒド試験）に関する費用は含まれておりませ ん。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付く ださい。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準 適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可 能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5 円/個（税抜 5 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="516 1060 1084 1402"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160 以下</td> <td>13,200 円（税抜 12,000 円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>17,050 円（税抜 15,500 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>24,750 円（税抜 22,500 円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>32,450 円（税抜 29,500 円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～6,500</td> <td>40,150 円（税抜 36,500 円）</td> </tr> <tr> <td>6,501～10,000</td> <td>47,850 円（税抜 43,500 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の 規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160 以下	13,200 円（税抜 12,000 円）	161～650	17,050 円（税抜 15,500 円）	651～1,600	24,750 円（税抜 22,500 円）	1,601～4,000	32,450 円（税抜 29,500 円）	4,001～6,500	40,150 円（税抜 36,500 円）	6,501～10,000	47,850 円（税抜 43,500 円）	<p>委託検査機関が案 内する方法により お支払いくださ い。</p>
ロット数	検査料															
160 以下	13,200 円（税抜 12,000 円）															
161～650	17,050 円（税抜 15,500 円）															
651～1,600	24,750 円（税抜 22,500 円）															
1,601～4,000	32,450 円（税抜 29,500 円）															
4,001～6,500	40,150 円（税抜 36,500 円）															
6,501～10,000	47,850 円（税抜 43,500 円）															

<p>一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <p>A1形 30,800円（税抜28,000円） A2形 46,640円（税抜42,400円） B形 38,720円（税抜35,200円） C形 38,720円（税抜35,200円）</p> <p>・材料試験（食品衛生法370号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 5.5円/個（税抜5円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="516 1060 1084 1402"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>160以下</td> <td>9,350円（税抜8,500円）</td> </tr> <tr> <td>161～650</td> <td>11,000円（税抜10,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>14,300円（税抜13,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>17,600円（税抜16,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～6,500</td> <td>20,900円（税抜19,000円）</td> </tr> <tr> <td>6,501～10,000</td> <td>24,200円（税抜22,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	160以下	9,350円（税抜8,500円）	161～650	11,000円（税抜10,000円）	651～1,600	14,300円（税抜13,000円）	1,601～4,000	17,600円（税抜16,000円）	4,001～6,500	20,900円（税抜19,000円）	6,501～10,000	24,200円（税抜22,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料															
160以下	9,350円（税抜8,500円）															
161～650	11,000円（税抜10,000円）															
651～1,600	14,300円（税抜13,000円）															
1,601～4,000	17,600円（税抜16,000円）															
4,001～6,500	20,900円（税抜19,000円）															
6,501～10,000	24,200円（税抜22,000円）															

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式 (製品本体にラベルが貼付できる A1、A2 形)</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22mm×22mm です。交付単位は 50 枚です。</p> <div data-bbox="824 552 1036 758" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示+協会支給ラベル方式 (製品本体にラベルが貼付できない B 形)</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。併せて取扱説明書に図 1 を貼付します。</p> <div data-bbox="824 1108 1096 1375" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 10mm 以上です。 色彩 : 二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更

2025/4/1 : 検査機関料金変更

2026/4/1 : 検査機関変更